

南風原町総合計画審議会における委員意見（事前質問・意見への対応）

頁	委員からの質問・意見	対応	備考
1	<p>基本構想編 2 まちづくり目標と達成するための柱 まちづくり目標1</p> <p>協働のまちづくりに関して、南風原町に下記の類似の条例等は定められているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①協働のまちづくり・参加推進評価委員会 ②まちづくり推進計画の策定・評価 ③町民参加条例 ④中間支援組織の指定まちづくり協議会 ⑤町民公益活動団体条例 ①協働のまちづくり条例 	<p>⇒ 協働のまちづくりを推進するため、平成26年1月に「南風原町まちづくり基本条例」を制定しました。</p> <p>本条例は、まちづくりの主体である、町民、議会、行政の三者が一体となって、より良い南風原町のまちづくりを進めて行くための基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりの基本的なルールを定めたものです。</p>	
2	<p>基本構想編 2 まちづくり目標と達成するための柱 まちづくり目標1</p> <p>P 「本町では、町民自ら考え、自らの責任で行動し、・・・」とあるが、「自らの責任」とは具体的にどういうことか。</p> <p>・</p> <p>2</p> <p>行</p> <p>目</p>	<p>⇒平成26年に制定されました「まちづくり基本条例」第7条において「町民の役割」を明記していますが、具体的には互いの自由と人格を尊重し合い、公共のきまりを守ること、まちづくりの参画にあたっては自らの発言や行動に責任を持つよう努めること、まちづくりに関して、自らの知識や技術を発揮するよう努めることを想定しています。</p>	
3	<p>基本構想編 2 まちづくり目標と達成するための柱 まちづくり目標3</p> <p>P 「妊娠期から高齢期まで、ライフステージの健康課題を踏まえた健康づくり支援体制の確立により健康長寿の実現をめざします。」とあるが、女性限定のように解釈できるが、検討が必要ではないか。</p> <p>10</p> <p>行</p> <p>目</p>	<p>⇒「妊娠期」からという表現は、女性に限った内容ではなく、生涯にわたる各ライフステージごとの健康づくりに関し、「生まれてから」ではなく、「生まれる前から」の健康課題に踏まえた健康づくりの体制についての内容となります。</p>	

	頁： 委員からの質問・意見	対応	備考
4	<p>基本構想編 3 土地利用構想 3節 新規土地利用地区 (P33)</p> <p>P 「複合機能集積ゾーン」について下記のとおり修正案を提案します。</p> <p>・ 「既設の市街地に近い周辺農用地を複合機能集積拠点として位置づけます。市街化区域に隣接する農用地区域は、農地の多面的機能を生かした地産地消、直売所等新たな農村づくりのあり方を検討し、収益性向上環境の形成を図ります。」</p>	<p>⇒ 具体的な土地利用計画を実現化の際は、指針となる総合計画を踏まえ都市計画マスタープランにて土地利用の基本方針を定め、個別計画にて土地利用計画を策定することとなっていますので、個別計画の際にご意見の内容を踏まえ地域住民と意見を重ね具体的な土地利用計画を策定してまいります。</p>	備考
5	<p>パブリックコメントについて</p> <p>パブリックコメントはどのくらい集まって、どういう意見が出ているか。それが基本計画にどう反映されているか。</p>	<p>⇒ 85件のパブリックコメントがあり、「資料11」として配布しています。</p> <p>総合計画は町行政の総合的な指針やまちづくりの方向性を示すものであるため、いただいたパブリックコメントのうち、まちづくりの基本理念等に関するものは、のちほど対応案をご提示する予定となっています。また、具体的な提案については、実施計画や個別計画等において検討することとなります。</p> <p>審議会の意見も踏まえ、パブリックコメントについては、あらためて町の対応をホームページで公開する予定をしております。</p>	備考
6	<p>まちづくり目標1 1節 情報の共有でひらかれたまち</p> <p>P (1) 町民と行政との情報共有の強化</p> <p>36 情報発信強化とあるが、その情報がどのくらいの住民に届いているのか調査する必要があるのではないか。SNSの活用により年齢層によっての情報周知の調査を行うことで、さらなる課題解決の糸口が見てるのではないか。</p>	<p>⇒39(1)②の「・・・情報化時代に対応した新たな情報発信のあり方について検討が必要です。」に包含されていると考えています。②で「新たな情報発信のあり方について町民参加型の幅広い検討を行い」としていることから、調査等も含めて検討していきたいと考えております。</p>	備考

頁	委員からの質問・意見	対応	備考
7	<p>まちづくり目標1 2節 自ら考え、行動し、みんなで創るまち (P42～)</p> <p>次の内容を計画に盛り込んでどうか。</p> <p>①協働のまちづくりのスキーム 「行政サービスの範囲、水準を町民と役場の双方協働で検討、実施する。」</p>	<p>⇒計画書P45の(5)協働のまちづくりの実践において、はえばる大学、出前講座等を実施しており、様々な取組を行っています。</p> <p>協働のまちづくりスキームについては、「まちづくり基本条例」の中で、町民・議会・行政のそれぞれの役割について掲げており、この条例に基づいて事業実施しています。</p> <p>協働における町民と行政の行政サービスの範囲、水準等については、事業実施の中で検討したいと考えています。</p>	
8	<p>まちづくり目標1 2節 自ら考え、行動し、みんなで創るまち (P42～)</p> <p>P (2)住民自治の担い手の発掘・育成 44: 新たな担い手の発掘のために、子育て支援センターや児童館 ・ など、集まれる機能をもつ施設との連携し、役割の強化が必要 7 ではないか 行</p>	<p>⇒ P44(3)②に示す「人材バンク等」の中に地域人材バンク等の内容も含まれていると考えています。</p>	
9	<p>まちづくり目標1 2節 自ら考え、行動し、みんなで創るまち (P42～)</p> <p>P (3)「③男女共同参画推進会議委員等と連携し、政策・意思決定過程における女性の参画を推進します。」にある女性の参画についての意見として、 15 P43、14行目の「各種審議会等の女性登用率」の状況 行 からも分かるように、基準・目標に遠いため、クォーター 目 制を導入するなど、より具体的な策を入れてはどうか。</p>	<p>⇒ 各種審議会等の委員は、専門性を持っている方に委員を委任する場合もあるため、総合計画で一律にクォーター制等を明記することは難しいと考えます。ご提案については、各課へクォーター制の情報提供を図ると同時に、引き続き女性委員を登用できるように推進していき、目標達成に向けて取り組んで参りたいと思います。</p> <p>※クォーター制：一定の割合で人数を割り当てる制度のこと</p>	

頁:	委員からの質問・意見	対応	備考
10	<p>まちづくり目標2 1節 安らぎと豊かな人間関係、生きる力を育む、家庭教育（P46～）</p> <p>P (2) 家庭教育を考える機会の充実 47 子育てサロン、子育て支援センター、児童館、学童等、す ・ に専門の知識を持ったスタッフがいて、多くの町民が利用す 23 る施設と連携し、家庭教育の情報発信、情報共有、強化を行 行 ってはどうか</p>	<p>⇒ P47(2)家庭教育を考える機会の充実の②を以下の文章に修正します。 「②公民館講座等を通じて、いつでも、どこでも、誰でも学べる環境づくりをさらに充実させます。また、保育所、幼稚園などの公共拠点施設と連携し幼少期から家庭教育の大切さを学ぶ機会の充実を図ります。」 また、具体的には、個別計画の事業において検討していきたいと考えております。</p>	備考
11	<p>まちづくり目標2 2節 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育（P49～）</p> <p>P 5年後（令和8年度）の目標値において、「スポーツキャン 52 プ・合宿受入件数および利用者数」の項目が、令和2年度 ・ 現状値（1,695人）より、令和8年度目標値（1,500人） 21 と目標値人数が低い理由は何か。 行 目</p>	<p>⇒ 新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度からスポーツキャンプ実施チームが減少していたため、減少傾向を予測し1,500人と設定していましたが、令和元年度及び2年度の実績値を維持することを目標とし、<u>1,700人</u>へ訂正します。</p>	備考
12	<p>まちづくり目標2 3節 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育（P53～）</p> <p>P (2) 子ども達の心身の健康づくりと安心して学ぶ環境づく 56 り ・ 不登校傾向にある子ども達の学ぶ環境として、児童館や習い 13 事教室など、子どもに関わる民間企業と連携し、多様な子が 行 学ぶ場の充実が必要ではないか。 目</p>	<p>⇒ P68まちづくり目標3「3節 子ども・子育ての支援の充実」の「(4)子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所づくり」の中で、対応していると考えます。具体的な内容については、事業実施のなかで検討していきたいと考えております。</p>	備考
13	<p>まちづくり目標2 3節 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育（P53～）</p> <p>P (3) 地域と育む特色ある学校づくりと開かれた学校づくり 57 ・ 中学卒業後、進学しなかった子の繋がりが薄いので、在学中 24 から地域コーディネーター等を活用し、地域で支える仕組み 行 作りが必要ではないか。 目</p>	<p>⇒中学在学中の取組と卒業後の福祉の視点での検討が必要なことから、P56(2)③とP60(2)①の中で検討していきたいと考えております。また、中学校卒業後就職を希望する生徒に対しては、関係系機関と連携のもと対応してまいります。</p>	備考

頁	委員からの質問・意見	対応	備考
14	<p>まちづくり目標3 1節 ちむぐるで支えあう安心して暮らせるまち (P58~)</p> <p>P (3) ふれあい・交流・活動の場と機会の充実 60 子育てサロンや児童館、PTA活動は子育て世代を地域活動 ・ に繋げる機能を持っているので、新たに移住した住民を巻き 28 込めるきっかけとなると考えるので、その強化も必要ではな 行 いか。 目</p>	<p>⇒P60(3)における本施策は、地域福祉は、身近な人々の支えと協力が不可欠であること、啓発活動、人材確保と育成、活動組織の強化、継続的な取組が必要との認識のもとに展開しています。ご提案内容は、本施策内容に含まれると考えます。具体的には、地域福祉計画等の個別計画の中で横断的かつ総働としての取組となるよう検討していきたいと考えております。</p>	備考
15	<p>まちづくり目標3 2節 健康づくりの推進 (P62~)</p> <p>P (1) 生涯にわたって健康づくりに取り組める体制の整備 52 若年妊産婦を生み出さない性行為や避妊の方法、そして、ジ ・ エンダーや性的志向の多様性など、包括的に性教育を学ぶ機 21 会の充実が必要だと感じています。望まない妊娠を避けるこ 行 と、それぞれが望む性の健康を実健させるために人権尊重を 目 含めた取り組みの強化が必要です。</p>	<p>⇒ご提案内容については、P56まちづくり目標2の3節「(1)豊かな心と健やかな体を育む学習内容の充実」の「発達段階を踏まえた総合的な教育」及び「福祉教育推進」などで包含されていると考えています。</p>	備考
16	<p>まちづくり目標3 3節 ちむぐるでともにつくる福祉と健康のまち (P65~)</p> <p>P (1) 待機児童の解消 67 保育所の整備、増改築が進み、待機児童数が解消されていく ・ 中、その次に課題となる学童の待機児童の課題が見過ごされ 30 ています。保育所を必要としている世帯がそのまま小学校に 行 入学すると、同じくらい小学生の放課後の居場所を必要とす 目 る世帯が出てきます。今後出てくるであろう学童の待機児童 解消に向けての取組も必要と考えます。</p>	<p>⇒P68「(4)子どもが安心・安全に過ごすことができる居場所づくり」の①に包含されていると考えます。ご提案の内容については、子ども・子育て支援事業計画などの個別計画で検討していきたいと考えております。</p>	備考
17	<p>まちづくり目標3 3節 ちむぐるでともにつくる福祉と健康のまち (P65~)</p> <p>P (4) 子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所づく 68 り ・ 児童館や学童、習い事等、福祉施設や民間企業との連携しな 26 がら、日中の居場所の充実が必要です。また、中高生の夕方 行 からの居場所として、児童館や公民館の機能の活用も強化す 目 る必要があるのではないかと。</p>	<p>⇒P68「(4)子どもが安心・安全に過ごすことができる居場所づくり」の①に包含されていると考えます。ご提案内容については、個別計画や取組事業の中で検討していきたいと考えております。</p>	備考

頁:	委員からの質問・意見	対応	備考
18	<p>まちづくり目標3 3節 ちむぐるでともにつくる福祉と健康のまち (P65~)</p> <p>P (5) 貧困の連鎖防止</p> <p>69 行政や関係機関、福祉施設、民間企業の連携の中で、貧困の連鎖を防止するため、どの機関がどういう役割を持てばいいのか、連携するためのソーシャルワーク等、専門職の強化を行うコーディネーターの配置も必要ではないか。児童館の活用活用含め、すでにある地域資源を活用し、課題となっている中学卒業後の支援、居場所の提供を強化することで、貧困の連鎖の防止につながるのではないか。</p>	<p>⇒P69(5)「貧困の連鎖」に包含されていると考えています。具体的な取り組みについては個別計画、事業実施の中で検討していきたいと考えております。また、中学校卒業後就職を希望する生徒に対して関係機関と連携のもと対応してまいります。</p>	